

平成29年度 長久手市認可外保育施設通所助成金のご案内

長久手市では、保育が必要な生後満6か月から3歳未満の児童が認可外保育施設に通所しているご家庭に、利用料等の一部を助成しています。

1 支給対象

認可外保育施設に入所している生後6か月から3歳未満の児童を養育している保護者

2 対象となる児童の範囲

- ・認可外保育施設（児童福祉法第35条第3項の認可を受けていない施設）に入所している保育が必要な生後満6か月から3歳未満児（H26・4・2以後の出生）の児童。
（家庭で保育ができる場合は、対象となりません。）
- ・長久手市内に住民票があること。

★「保育が必要」とは、児童の保護者のいずれもが保育することができない場合で、かつ同居の親族その他の者も児童を保育することができないと認められる場合が該当します。
（認可保育所の入所要件と同じです。）

【具体例】

- 昼間、居宅外で仕事をするを常としている
 - ・ 休憩を除く月60時間以上の就労
- 昼間、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事を常としている（内職は対象外）
 - ・ 休憩を除く月60時間以上の就労
- 出産の前後
 - ・ 出産予定月の前2か月、出産月、出産月の後2か月の範囲内
- 病気、負傷、又は、精神若しくは身体に障害を有している
- 長期にわたり、同居の親族を常時（月60時間以上）介護している

対象要件が
変わりました！

3 支給金額

助成金額は、【基本額】と【加算額】を合計した金額です。ただし、保育施設へ支払った利用料等を上限とします。（支給要件を満たす日数が16日未満の場合は、基本額（日額）のみ支給。）

【基本額】

市町村民税所得割課税額により、月額50,000円から1,000円までの区分けがあります。4月から8月までは平成28年度の課税額で、9月から翌年3月までは平成29年度の課税額で階層区分を決定します。（助成金基準額表を参照）

【加算額】

保育施設へ支払った利用料等と認可保育所に入所した場合に負担する保育料の差額に基づいて計算した額。

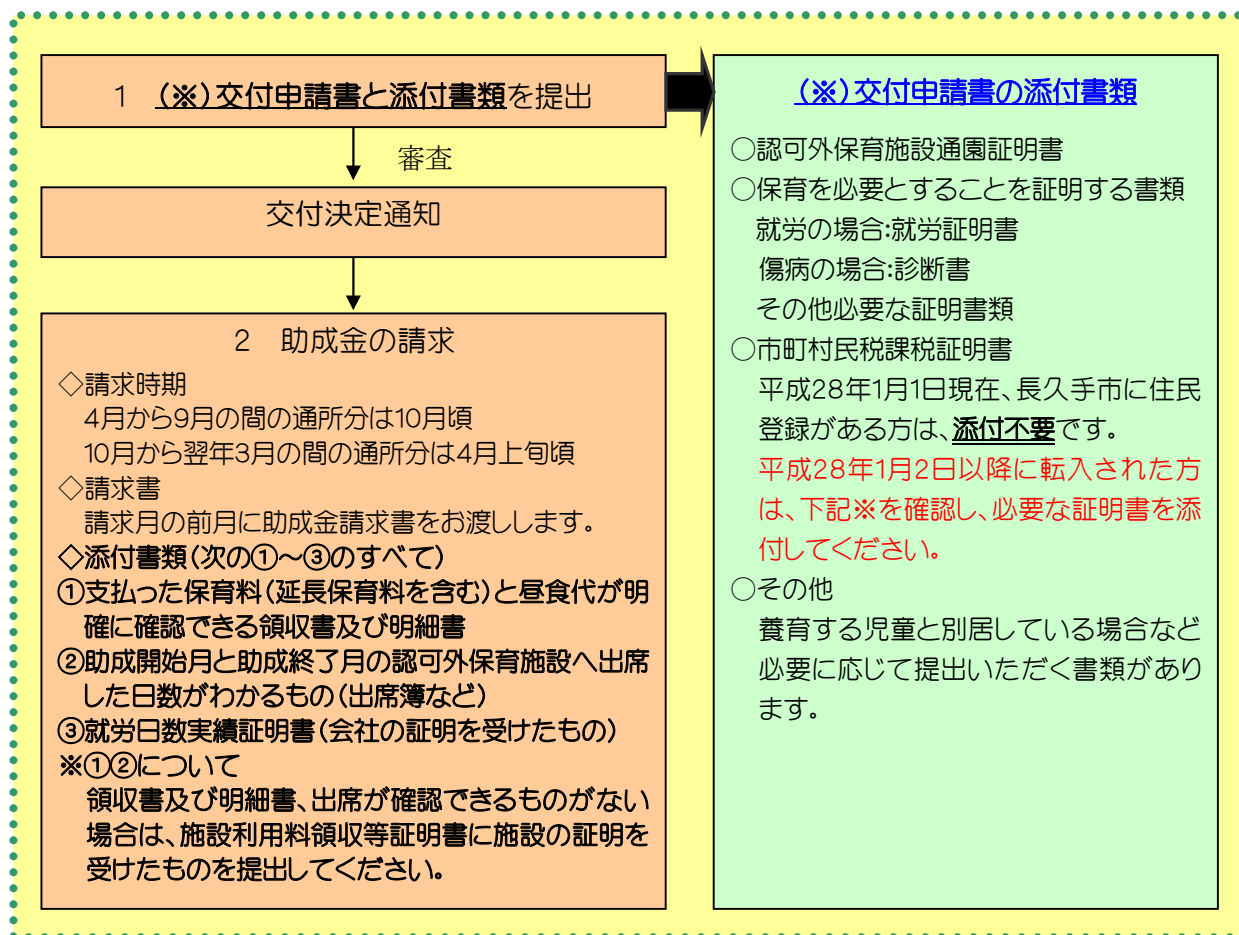
★計算方法★

加算額＝（A－B－基本額）×2分の1（マイナスの場合は0円）

A：利用料等（上限55,000円）

B：認可保育所に入所した場合に負担する保育料（保育料は保育料基準額表を参照）

4 手続きの流れ



○申請は随時受付けていますので、支給要件を満たしましたら申請できます。

申請は年度ごとに必要です。年度を越えての申請は出来ませんのでご注意ください。

※課税証明書の添付について

- ① 4月から8月までの施設利用分について助成を受ける場合
平成28年1月2日以降に本市に転入された方は、平成28年1月1日に住民登録があった市町村で発行する平成28年度市町村民税課税証明書が必要です。
- ② 9月から翌年3月までの施設利用分について助成を受ける場合
平成29年1月2日以降に本市に転入された方は、平成29年1月1日に住民登録があった市町村で発行する平成29年度市町村民税課税証明書が必要です。

5 受給資格の消滅

次のときは受給資格がなくなりますので、受給資格消滅届を提出してください。

- ・児童が長久手市から転出したとき
- ・児童が亡くなったとき
- ・児童が認可外保育施設を退所したとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・保育が必要でなくなったとき

◎詳細については市役所子育て支援課にお問合せください。

問合せ先 長久手市役所 福祉部子育て支援課
TEL 0561-63-1111 内線 186

